

家庭ごみ収集日の変更について（原案）

～令和6年4月から市内全域適用～

1. 概要

現在、家庭から排出される「資源物」「ミックスペーパー」については土曜日に委託先事業者（5社）が収集運搬を行っております。

（収集運搬時間・勤務形態は事業者によって異なりますが、平均8:00～16:00となっております。）

2019年4月、国は「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」を施行し、働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じています。

また、生産年齢人口自体の減少もあり、今後、企業の労働力の確保は、より難しくなることが予想されており、人手不足なども見据えた対策が必要とされます。

本市としても、法律を遵守する立場から、委託先社員の「働き過ぎ」を防ぐこと、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」などの実現に向けた協力をしていくことが重要であると考えます。

上記の課題解決に向けて、収集日の変更を行うことで、委託先社員の週休日を確保することにより、雇用環境の改善を図るとともに、収集日が平日になることにより、トラブル等に市職員が迅速に対応できることで、市民サービスの向上へと繋げていきます。

2. 見直しの内容（※具体的な取集日は別紙参照。）

市内全地域において「資源物」「ミックスペーパー」の土曜日収集を変更し、月曜日又は火曜日に振り分けます。

また、上記変更に伴い、収集運搬作業の効率化を図るため、一部の地域において、他の収集日（「燃やせるごみ（危険ごみ含む。）」「燃えないごみ（廃蛍光管等含む。）」「燃やせないごみ」）について変更します。

3. 収集日変更に伴う条例改正

現在、土曜日に資源物の受け入れを行っている中間処理施設「石狩市リサイクルプラザ」の開館日、休館日を変更するため石狩市リサイクルプラザ条例の改正を行います。